

令和 6 年度決算

事業評価資料

- (1) 防犯まちづくり推進事業費（街頭防犯カメラ設置事業及び通学
路防犯カメラ設置事業費補助金）（市民安全課）・・・・・・・・・・ 1
- (2) 遺家族等援護事業費（福祉総務課）・・・・・・・・・・ 4
- (3) こども医療助成費（子育て給付課）・・・・・・・・・・ 7
- (4) 駐輪場維持管理事業費（道路維持課）・・・・・・・・・・ 1 1
- (5) 雨水浸透・貯留施設設置助成費（河川課）・・・・・・・・・・ 1 4
- (6) パートタイム会計年度任用職員（生徒指導アドバイザー、生徒
指導サポート員及びスクールソーシャルワーカー）（学校教育課）・・ 1 7

街頭防犯カメラ設置事業費及び通学路防犯カメラ設置事業費補助金 事業概要

市民部 市民安全課

1. 事業の目的

子どもの安全確保のための見守りなど、人の目による防犯を補完するものとして、令和2年度から県の補助制度を活用し、小学生の通学路に防犯カメラを設置する町内会等に対し、「通学路防犯カメラ設置事業費補助金」を交付し、町内会等の地域防犯活動の更なる向上を目指している。

さらに、「通学路防犯カメラ」を補完するため、町内会（区）に属さない場所、公共性が高い駅、公園等の防犯カメラの設置が必要であると考えられる場所に、市が「街頭防犯カメラ」を設置している。

2. 概要

（1）通学路防犯カメラ設置事業

①補助制度の概要

補助対象者	町内会（区）、町内会連合会及びまちづくり協議会
補助対象経費	通学路防犯カメラの設置に要する経費 カメラ購入費、設置工事費、看板製作費など
補助額	補助対象経費の3分の2（カメラ1台当たりの上限額20万円） ※市が支出する補助経費の2分の1以内を補助する、県補助金制度を活用

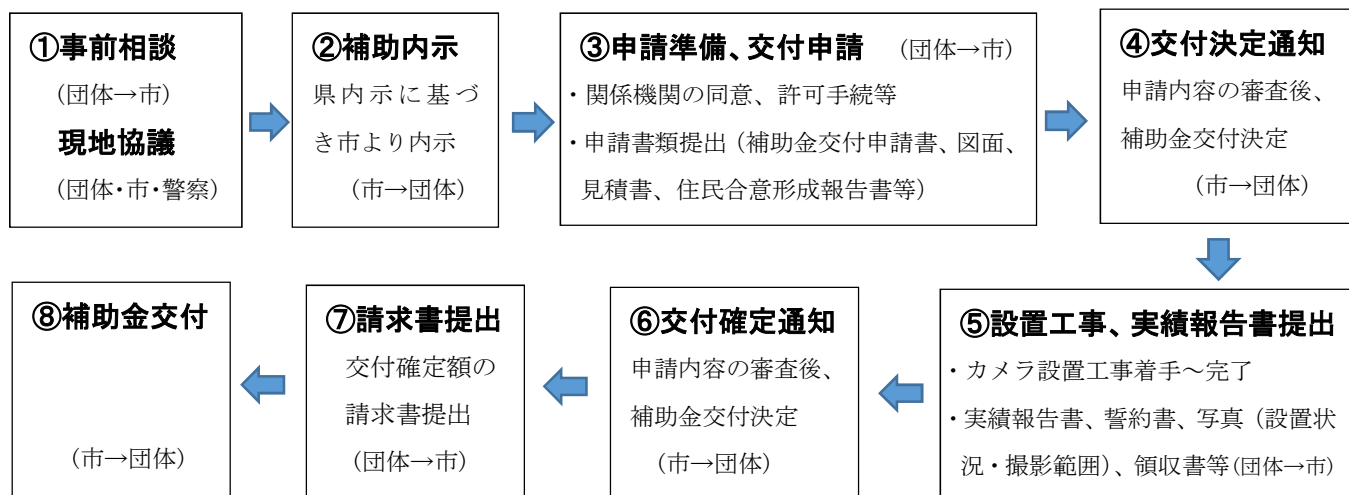
②設置状況と歳入・歳出の状況

単位：千円

年度	設置団体数	設置台数(台)	補助金交付額(ア)	県補助金(イ)	市負担額(ア－イ)
R 2	16	22	4,372	2,183	2,189
R 3	12	16	3,185	1,592	1,593
R 4	6	10	1,997	998	999
R 5	7	10	1,803	896	907
R 6	3	5	937	462	475
R 7	4	12	1,294	647	647

※R7年度については町内会等の申請に基づく7/15現在の見込み数値

③補助金交付の流れ



(2) 街頭防犯カメラ設置事業

①事業の概要

犯罪抑止を目的に、通学路防犯カメラ設置費補助金では設置不可能な場所（町内会（区）に属していない場所）、公共性が高い駅周辺、大きな公園等に市が防犯カメラを設置する。

②設置状況

令和6年度から事業を開始し、2台（吉原中央駅周辺、吉原駅ロータリー）のカメラを設置

3 現状と課題

(1) 現状

- ・令和7年3月に全町内会を対象に実施したアンケートによると、町内会に防犯カメラを「設置した」、「設置したいと思う」の合計は約72%であり、設置に前向きな町内会は多い。
- ・町内会において役員体制が固まる4月からカメラ設置に関する協議を始めても、県への設置要望書提出期限（5月末）に間に合わないため、設置を諦めるケースもある。
- ・県の通学路防犯カメラ補助金制度は令和7年度をもって終了予定であるが、防犯カメラの設置は犯罪抑止力を高めるとともに、検挙率向上につながるため、県に対し、令和8年度以降の長期的な制度の継続に加え、維持・保守管理費用等に関する補助制度の創設を要望している。
- ・令和5年度に警察と協議し、通学路防犯カメラ補助金制度では設置できない場所のうち、30か所を街頭防犯カメラ設置候補箇所として選定し、10年間で設置する目標を立てた。
- ・令和6年度は3か所の街頭防犯カメラの設置を予定していたが、設置場所の管理者等の許可を得ること、電源の確保、予算内での機器選定等が困難であり、設置は2台にとどまった。

(2) 課題

- ・町内会において、防犯カメラを設置したい意向はあるが、設置費、維持管理費等の費用負担が生じるため、設置をためらう町内会がある。
- ・防犯カメラ設置場所の決定、町内での意見集約、撮影範囲内の住民同意等に時間がかかることに加え、補助金の性質上、提出書類が多い。
- ・通学路防犯カメラ補助金制度は県補助金制度に基づいて実施しているため、申請時期を市の裁量によって変更することが難しい。

4 今後の方針

犯罪のない安心して生活できるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域の防犯活動を強化するとともに、市と地域が協働して犯罪抑止に取り組んでいく必要がある。防犯カメラの設置は、防犯対策として効果的なツールであることから、県補助金制度の動向を見ながら、より多くの通学路防犯カメラが設置できるよう市独自の制度見直しを検討するとともに、防犯効果が期待できる公共性の高い場所へ早急に街頭防犯カメラを設置していく。

(1) 通学路防犯カメラ設置台数増に向けての取組

- ①町内会等の費用負担を軽減するため、補助率及び補助上限額の引上げの検討
- ②通学路防犯カメラ維持管理費、保守管理費、更新費等に対する補助制度創設の検討
- ③町内会連合会、まちづくり協議会に対し、防犯カメラ有効性の説明、設置協力依頼及び補助金申請に向けた事前準備の働きかけ

(2) 街頭防犯カメラ設置事業の加速化

当初の目標を前倒しし、公共性が高く市民からの設置要望が多い駅、公園等の周辺や、犯罪抑止のために効果的な場所を中心に、令和10年度までに30台を目標に設置していく。

令和6年度決算 富士市議会事業評価シート（市民安全課）

No.	1	評価対象事業名	02・01・25_002・001 防犯まちづくり推進事業費（街頭防犯カメラ設置事業及び通学路防犯カメラ設置事業費補助金）
-----	---	---------	---

（単位：千円）

概要		R4事業実績	R5事業実績	R6		R7事業予算	R8以降の計画 （年度まで）
				予算	実績		
通学路防犯カメラ設置費補助金		通学路防犯カメラ設置費補助金	通学路防犯カメラ設置費補助金	通学路防犯カメラ設置費補助金、街頭防犯カメラ設置事業	通学路防犯カメラ設置費補助金、街頭防犯カメラ設置事業	通学路防犯カメラ設置費補助金、街頭防犯カメラ設置事業	通学路防犯カメラ設置費補助金、街頭防犯カメラ設置事業
歳出	直接事業費	1,997	1,803	2,209	1,737	3,228	3,234
	需用費	0	0	9	0	18	24
	役務費	0	0	0	0	10	10
	工事請負費	0	0	1,200	800	1,200	1,200
	負担金、補助及び交付金	1,997	1,803	1,000	937	2,000	2,000
歳入	特定財源	998	896	500	462	1,000	0
	国・県	998	896	500	462	1,000	0
	地方債						
	一般財源	999	907	1,709	1,275	2,228	3,234

成果指標①（単位）		R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
上段：通学路防犯カメラ設置台数（台）		10	10	5
下段：街頭防犯カメラ設置台数（台）		-	-	2
成果指標②（単位）		R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
富士警察署管内における年次（1～12月）の刑法犯認知件数（件）		923	1,028	1,116

R6の成果に関する分析		
評価	C	通学路防犯カメラ、街頭防犯カメラともに設置台数が見込みに届かなかったが、計7台を設置できた。刑法犯認知件数は令和5年から増加に転じているが、コロナ禍以前の水準と比較すると減少している。防犯カメラの設置は防犯対策として有効であるため、町内会等からより多くの申請が出されるよう、補助金制度の改善が必要である。
A: 期待以上の成果があった B: ほぼ期待どおり C: 期待を下回るが、一定の成果があった D: 成果が上がらなかった		

R6の費用対効果に関する分析		
評価	C	通学路防犯カメラ設置費補助金には県補助金を1/2充当しており、当初予算では県補助金1,000千円を計上したが、設置台数が見込みを下回ったため減額補正し、462千円の活用にとどまった。設置された防犯カメラは、行方不明者捜索、交通事故検証等に活用されており、効果は出ている。
A: 期待以上の効果があった B: ほぼ期待どおり C: 期待を下回るが、一定の効果があった D: 効果がなかった		

R8以降の取組の考え方		
方向性	イ	防犯カメラを設置する町内会等の負担を軽減するため、補助金の補助率の引上げ、維持・保守管理費に対する補助制度の創設等の改善方法を検討し、より多くの防犯カメラ設置につなげたい。県補助金制度は令和7年度が最終年度となっているため、県に対し、制度の延長について要望しており、回答によっては市独自の制度を検討していく。
ア: 継続する イ: 改善し継続 ウ: 大幅な見直し		

1 事業の目的

市が管理する慰霊碑の維持及び管理、富士市遺族会活動費補助金の交付、一般財団法人慰霊の森運営費負担金の交付等の事業を通じ、戦没者等の慰霊、遺族への援護等を目的に行うものである。

2 概要

(1) 慰霊碑の管理について

- ・市が管理する慰霊碑については、主に定期的な剪定、伐採等の敷地内樹木の管理を行っているほか、慰霊碑の経年劣化や自然災害の影響を受けたことによる修繕など、必要に応じた整備を行い、安全対策を図っている。

(令和6年度実績)

- ・支障木の剪定、伐採等業務委託（鷹岡、須津、田子浦、富士川、吉原）5か所 計 1,324,400 円

- ・市が管理する慰霊碑 → 7か所（吉原、中島、岩松、田子浦、鷹岡、富士川、須津）

- ・地区が管理する慰霊碑 → 11か所（公園、学校敷地、寺社境内等に所在。内6か所は市有地）

各地区の慰霊碑は、地域住民等により戦没者を祀り、過去の戦争の悲惨さを後世に伝えるために建立され、地域の実情に合わせて管理されてきた。



【市】田子浦忠魂碑（田子浦小東）



【地区】伝法報国殉難碑（伝法まちづくりセンター）



【地区】吉原忠魂碑（南町公園）

(2) 富士市遺族会について

- ・富士市遺族会（以下「遺族会」という。）を支援するため、毎年、1,000,000 円の富士市遺族会活動費補助金を交付している。

- ・遺族会会員数

（令和4年8月15日時点）	661世帯、14支部（うち岩松は活動を休止）
（令和5年8月15日時点）	570世帯、同 上
（令和6年8月15日時点）	526世帯、同 上
（令和7年7月 1日時点）	487世帯、13支部（うち岩松は活動を休止）

遺族会は、戦争犠牲者遺族の相互扶助と平和日本の建設を期し、もって全ての人の福祉に貢献することを目的に活動している。

(3) 一般財団法人慰霊の森について

- ・昭和46年に岩手県岩手郡雫石町上空において発生した、遺族会会員が搭乗する航空機の衝突事故による犠牲者を慰霊するため、一般財団法人慰霊の森により慰霊の森が設置され、市は雫石町で毎年開催される理事会への出席、慰霊碑への拝礼を継続している。また、法人の運営資金(3,000,000円)を、富士市、雫石町、全日本空輸株式会社の三者で分担し、それぞれ1,000,000円を毎年、負担している。

3 現状と課題

(1) 現状

- ・慰霊碑の管理について、市が管理する慰霊碑、地区が管理する慰霊碑ともに除草、敷地内清掃等の日常的な維持及び管理は、遺族会を中心に奉賛会、町内会、氏子等の地区団体が行っている。
- ・遺族会は近年、会員の高齢化により実質的に活動する会員が減少している。

(2) 課題

- ・地区が管理する慰霊碑においては、今後の維持及び管理の担い手不足の課題がある。
- ・慰霊碑が建立されてから長い年月が経過しており、経年劣化から安全性の確認が必要である。
- ・遺族会では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを戦後世代に語り継いでいきたいとの思いはあるものの、会員の減少により会の活動が縮小しており、活動の継承に課題がある。

4 今後の方針

(1) 慰霊碑の点検及び安全対策の実施

- ・今後も、台風、地震等の自然災害の影響により、慰霊碑本体や敷地内の付帯設備に大規模な修繕等の必要が生じる場合も考えられるので、市が管理する慰霊碑、地区が管理する慰霊碑にかかわらず、地域住民に対する安全確保の観点から、維持及び管理に関与していく。
- ・いずれの慰霊碑も建立されてから長い年月が経過しているので、倒壊等のおそれがないか、令和8年度に全18か所の慰霊碑を対象として安全点検を実施する予定である。点検の結果、必要があれば修繕を行うなど安全対策に努めていく。

(2) 各地区の実情に合った慰霊碑の在り方及び管理方法等の検討

慰霊碑安全点検の結果を踏まえ、地域や遺族会の思いに寄り添いながら、各地区の実情に合った管理方法について、慰霊碑の集約化を含め、遺族会や地区関係者等と協議し、検討していく。

令和6年度決算 富士市議会事業評価シート（福祉総務課）

No.	2	評価対象 事業名	03・01・01_008・001 遺家族等援護事業費
-----	---	-------------	-------------------------------

（単位：千円）

概 要		R4事業実績	R5事業実績	R6		R7事業予算	R8以降の計画 （年度まで）
				予算	実績		
		慰霊碑の管理 富士市遺族会活動費補助金の交付 一般財団法人慰霊の森運営費負担金による支援	慰霊碑の管理 富士市遺族会活動費補助金の交付 一般財団法人慰霊の森運営費負担金による支援	慰霊碑の管理 富士市遺族会活動費補助金の交付 一般財団法人慰霊の森運営費負担金による支援	慰霊碑の管理 富士市遺族会活動費補助金の交付 一般財団法人慰霊の森運営費負担金による支援	慰霊碑の管理 富士市遺族会活動費補助金の交付 一般財団法人慰霊の森運営費負担金による支援	慰霊碑の管理 富士市遺族会活動費補助金の交付 一般財団法人慰霊の森運営費負担金による支援
歳出	直接事業費	4,321	5,459	5,706	5,638	8,560	10,277
	報償費	10	10	10	10	10	10
	旅費	54	54	59	58	59	59
	需用費	523	490	562	510	1,830	3,000
	委託料	999	1,170	1,340	1,325	2,953	3,500
	使用料及び賃借料	1,735	1,735	1,735	1,735	1,708	1,708
	負担金、補助及び交付金	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
歳入	特定財源	0	0	0	0	0	0
	国・県						
	地方債						
	一般財源	4,321	5,459	5,706	5,638	8,560	10,277

成果指標①（単位）		R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
慰霊碑の維持管理の実施件数（件）		5	6	5
成果指標②（単位）		R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
富士市遺族会役員会等の開催回数（回）		7	5	7

R6の成果に関する分析		
評価	B	・毎年5件の樹木伐採を行っている他、適宜、修繕を実施しており、安全面において支障なく維持管理ができたことから、ほぼ期待どおりの成果があった。 ・毎年5回以上の富士市遺族会役員会開催支援を行っており、遺族会活動等に関する意見交換などを行うことで円滑な活動につながったことから、ほぼ期待通りの成果があった。
A:期待以上の成果があった B:ほぼ期待どおり C:期待を下回るが、一定の成果があった D:成果が上がりなかった		

R6の費用対効果に関する分析		
評価	B	・物価や人件費高騰の影響からコストが上がったものの、予算の範囲内で適切に維持管理ができたため、ほぼ期待どおりの効果が得られた。
A:期待以上の効果があった B:ほぼ期待どおり C:期待を下回るが、一定の効果がかった D:効果がなかった		

R8以降の取組の考え方		
方向性	イ	・いずれの慰霊碑も建立されてから長い年月が経過しているので、倒壊等のおそれがないか、令和8年度に慰霊碑安全点検を実施する予定である。点検の結果、必要があれば修繕等を行うなど安全対策に努めていく。 ・慰霊碑安全点検の結果を踏まえ、地域や遺族会の想いに寄り添いながら、各地区の実情に合った管理方法について、慰霊碑の集約化を含め、遺族会や地区関係者等と協議し、検討していく。 ・戦没者の慰霊や遺族の福祉増進のための遺族会活動が円滑に行えるよう、団体への支援を今後も継続して行っていく。
ア:継続する イ:改善し継続 ウ:大幅な見直し		

こども医療助成費 事業概要

こども未来部 子育て給付課

1 事業の目的

こどもに係る医療費を助成することにより、こどもの健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 概要

こども医療費助成制度は、県のこども医療費助成事業費補助金交付要綱（昭和 48 年 6 月 15 日付け保予第 288 号衛生部長通知）に基づき制定され、これまでに支給対象年齢の引上げ、入院の自己負担金の無償化など段階的に制度が拡大されてきた。

（１）制度の内容

	通 院	入 院
対象年齢	0 歳～18 歳（18 歳到達最初の 3 月 31 日まで）	
自己負担金	1 回 500 円 ・ 500 円に満たない場合はその額 ・ 同一月に 5 回以上受診したときは、5 回目以降は自己負担なし。	無 料 （食事療養標準負担額を含む。）
	処方箋の交付により薬局で薬を購入した場合は、薬局での自己負担なし。	

（２）低所得者世帯に対する自己負担金の償還（令和 6 年 10 月から市単独で実施）

こども医療費の自己負担金のあり方を検討するために、令和 5 年 9 月にこども医療費の全受給資格者を対象に実施したアンケート結果では、全回答者のうち約 18% が自己負担金を理由に受診を「ためらったことがある」又は「控えたことがある」と回答したことから、自己負担金によってこどもの受診の機会が失われることがないよう、低所得者世帯を対象として、受給資格者の自己負担金を全額償還している。

こども医療費に関するアンケート（令和 5 年 9 月実施）～一部抜粋～

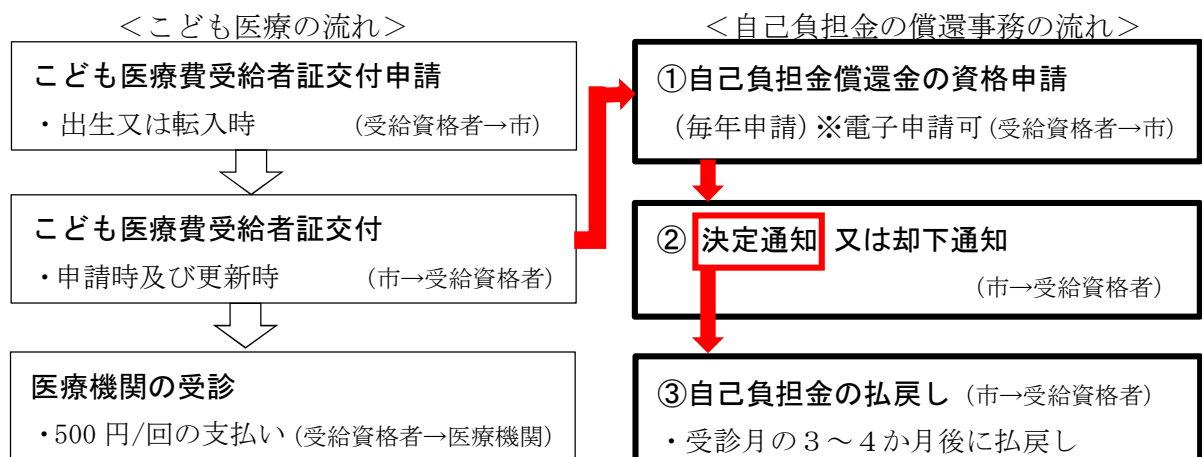
①人数：回答者：375人

②結果：自己負担金について「現行どおりでよい」…約48%、「全員無償にすべき」…約36%
自己負担金を理由に受診を「ためらったことがある」又は「控えたことがある」…約18%

①対象

こども医療費受給者証の受給資格者とその配偶者の所得金額の合計が所得制限額を下回る世帯
 所得制限額 = 208 万円 + (38 万円×扶養人数)

②こども医療と自己負担金の償還事務の流れ



3 現状と課題

(1) 現状

①年度別・年齢階層別助成件数と助成額（参考資料参照）

- ・助成対象児童数は年々減少している（参考資料中（ア））が、1人当たりの助成件数は年々増加している（参考資料中（イ））。
- ・通院に係る1人当たりの助成件数は未就学児（6歳就学前）が多い（参考資料中（ウ））。

②低所得者世帯に対する自己負担金の償還実績

低所得者世帯の自己負担金の償還制度開始時に、こども医療受給資格者に制度案内通知を送付し、市ウェブサイト、広報ふじにおいて周知するとともに、こども医療受給者証交付申請（更新）手続の際に案内し、175人の児童が認定された。

令和7年度は4月に児童扶養手当受給者への通知に自己負担金の償還制度の案内を同封し、6月末時点では84人増の259人となっている。

③県内自治体の動向

入院は全市町で無償である。通院は県内31市町が無償で、静岡市、浜松市、裾野市及び本市が自己負担金を徴しているが、静岡市は1歳未満、浜松市と裾野市は未就学児の年齢まで限定して無償である。なお、裾野市は令和7年10月から年齢問わず無償化を実施予定であり、静岡市は令和8年4月を目標に無償化の範囲の拡大を検討中である。

令和6年10月から無償化した藤枝市、富士宮市の10月～4月の受診件数は、前年同期間と比べ藤枝市は2.2%増、富士宮市は0.8%増である。

(2) 課題

- ・自己負担金の償還対象である低所得者世帯の把握は難しく、その世帯に限定した周知が難しい。
- ・低所得者世帯の自己負担金の無償化の方法が償還払では、窓口での自己負担金の支払が困難な世帯への効果が限定的となっている。
- ・こども医療費を完全無償化する場合、市に約2億円の負担増が見込まれる。無償化に要する費用は県の補助対象外であるため、市の財政負担の影響が大きい。

4 今後の方針

(1) 自己負担金償還制度の周知

自己負担金によるこどもの受診の機会が失われることがないように、低所得者世帯の自己負担金の償還制度について継続して周知を行うとともに他の周知方法を検討する。

(2) 無償化のニーズと大規模自治体の動向の把握

こども医療費を完全無償化することは、受診の機会を増やし、早期治療により重症化を未然に防ぐ役割とともに18歳まで医療費がかからないという安心感を提供できるなど、幅広い子育て支援につながっていく。

令和7年9月のこども医療受給資格の更新に合わせ、再度アンケート調査を実施し受給資格者の意向確認を行い、県内の大規模自治体の動向を見ながらこども医療費助成の無償化について引き続き検討していくとともに、県にこども医療費の自己負担金の撤廃について継続して要望していく。

年度別・年齢階層別 助成件数と助成額の推移

年度	区分	単位	0歳児	1歳～6歳就学前	小・中学生	中学校修了後	総計
R4	助成対象児童数	人	1,437	10,381	19,527	6,963	(ア) 38,308
	通院	件	23,037	162,873	221,941	64,161	472,012
		件/人	(ウ) 16.03	15.69	11.37	9.21	12.32
		円	32,629,787	187,609,172	386,651,248	124,354,630	731,244,837
		円/人	22,707	18,072	19,801	17,859	19,089
	入院	件		1,153	561	248	1,962
		件/人		0.11	0.03	0.04	0.05
		円		96,994,030	81,922,298	44,982,444	223,898,772
		円/人		9,343	4,195	6,460	5,845
	計	件	23,037	164,026	222,502	64,409	473,974
		件/人	16.03	15.80	11.39	9.25	(イ) 12.37
		円	32,629,787	284,603,202	468,573,546	169,337,074	955,143,609
		円/人	22,707	27,416	23,996	24,320	24,933
R5	助成対象児童数	人	1,380	10,007	19,054	6,929	(ア) 37,370
	通院	件	24,742	189,249	264,010	74,374	552,375
		件/人	(ウ) 17.93	18.91	13.86	10.73	14.78
		円	35,827,684	214,902,764	462,843,429	145,648,535	859,222,412
		円/人	25,962	21,475	24,291	21,020	22,992
	入院	件		1,256	486	279	2,021
		件/人		0.13	0.03	0.04	0.05
		円		107,685,046	62,048,302	39,943,605	209,676,953
		円/人		10,761	3,256	5,765	5,611
	計	件	24,742	190,505	264,496	74,653	554,396
		件/人	17.93	19.04	13.88	10.77	(イ) 14.84
		円	35,827,684	322,587,810	524,891,731	185,592,140	1,068,899,365
		円/人	25,962	32,236	27,548	26,785	28,603
R6	助成対象児童数	人	1,223	9,527	18,733	6,915	(ア) 36,398
	通院	件	23,162	178,234	271,147	78,512	551,055
		件/人	(ウ) 18.94	18.71	14.47	11.35	15.14
		円	31,715,594	183,985,255	457,799,532	153,504,297	827,004,678
		円/人	25,933	19,312	24,438	22,199	22,721
	入院	件		1,323	645	291	2,259
		件/人		0.14	0.03	0.04	0.06
		円		116,904,049	75,682,890	35,811,840	228,398,779
		円/人		12,271	4,040	5,179	6,275
	計	件	23,162	179,557	271,792	78,803	553,314
		件/人	18.94	18.85	14.51	11.40	(イ) 15.20
		円	31,715,594	300,889,304	533,482,422	189,316,137	1,055,403,457
		円/人	25,933	31,583	28,478	27,378	28,996

※計欄では未就学児の入院を1歳～6歳就学前の年齢階層に計上

令和6年度決算 富士市議会事業評価シート（子育て給付課）

No.	3	評価対象事業名	03・03・06_002_002 こども医療助成費
-----	---	---------	------------------------------

（単位：千円）

概要		R4事業実績 こどもの医療機関 の受診に係る助成	R5事業実績 こどもの医療機関 の受診に係る助成	R6		R7事業予算 こどもの医療機関 の受診に係る助成	R8以降の計画 （年度まで） こどもの医療機関 の受診に係る助成
				予算	実績		
				こどもの医療機関 の受診に係る助成	こどもの医療機関 の受診に係る助成		
歳出	直接事業費	955,144	1,068,899	1,062,235	1,055,403	1,131,986	1,131,986
	扶助費	955,144	1,068,899	1,062,235	1,055,403	1,131,986	1,131,986
歳入	特定財源	390,293	415,779	423,151	407,091	416,089	416,089
	国・県	260,569	297,192	307,251	295,617	288,789	288,789
	地方債						
	その他	129,724	118,587	115,900	111,474	127,300	127,300
	一般財源	564,851	653,120	639,084	648,312	715,897	715,897

成果指標①（単位）	R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
助成対象児童1人当たりのこども医療費助成件数（件/人）	12.37	14.84	15.20
成果指標②（単位）	R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
低所得者世帯自己負担金償還対象認定児童数（人）	-	-	175

R6の成果に関する分析		
評価	B	助成対象児童1人当たりのこども医療費助成件数は年々増加しており、早期受診によるこどもの健康の保持及び増進に寄与している。 低所得者世帯の自己負担金償還を令和6年10月から開始し、175人の児童を認定した。
A:期待以上の成果があった B:ほぼ期待どおり C:期待を下回るが、一定の成果があった D:成果が上らなかった		

R6の費用対効果に関する分析		
評価	B	費用はコロナ禍前より上がっているが、こどもの疾病を早期に発見し、早期に適切な治療を受けさせ、疾病の慢性化の予防を促進し、保護者の経済的負担の軽減を図ることができているため、期待どおりの成果があった。
A:期待以上の効果があった B:ほぼ期待どおり C:期待を下回るが、一定の効果があった D:効果がなかった		

R8以降の取組の考え方		
方向性	イ	・自己負担金によってこどもの受診の機会が失われることがないよう、低所得者世帯の自己負担金償還制度について継続して周知を行う。 ・こども医療費に関するアンケートを実施し、受給資格者のニーズと、大規模自治体の動向を把握し、こども医療費の無償化について検討を行う。
ア:継続する イ:改善し継続 ウ:大幅な見直し		

1 事業の目的

市民の利便性の向上及び交通の円滑化を図るため、自転車駐車場施設の適切な整備及び維持管理を行うこと。

2 概要

市内の JR 各駅周辺及び吉原中央駅バスターミナル南側に、計 17 か所の自転車駐車場を設置及び運用しており、富士駅西自転車駐車場を除き、自転車と原動機付自転車（道路交通法に規定するもの）を駐車することができる。

本事業では、自転車駐車場を安全、快適に利用できる環境を維持するため、主に利用者が多く来場する朝方の通勤、通学時に、自転車駐車場内の自転車等の整理及び場内の清掃を委託しており、夜間警備や設備の保守点検なども行っている。

3 現状と課題

(1) 自転車駐車場の一覧及び位置図

令和 7 年 7 月 1 日現在

	名称	収容台数(台)			利用時間	供用開始年月	延面積(m ²)	R6 年度
		自転車	原付	合計				最大利用率※
1	富士駅東	285	80	365	終日	S55.4	536	63.8%
2	富士駅東第2	165	45	210	6:00-24:30	H25.7	956	105.2%
3	富士駅西	344	0	344	終日	S57.4	244	66.9%
4	富士駅南地下	900	50	950	6:00-24:30	H6.8	1,391	60.5%
5	吉原駅北	359	50	409	終日	S60.3	696	78.2%
6	吉原駅南	197	25	222	終日	H4.4	376	38.3%
7	東田子の浦駅前	285	30	315	終日	H2.11	216	43.2%
8	堅堀駅前	220	20	240	終日	H2.4	258	102.5%
9	入山瀬駅南	248	30	278	終日	S58.4	252	70.5%
10	富士根駅西	230	20	250	終日	H7.4	345	47.6%
11	富士川駅前	180	20	200	終日	H4.10	337	65.0%
12	富士川駅東口	40	10	50	終日	不明	40	42.0%
13	吉原中央駅南	54	10	64	終日	H24.4	74	50.0%
14	富士駅南	100	20	120	終日	不明	150	79.2%
15	新富士駅東	135	15	150	終日	H3.10	194	78.7%
16	新富士駅西	125	15	140	終日	不明	201	91.4%
17	柚木駅前	101	4	105	終日	H29.4	179	75.2%
計		3,968	444	4,412			6,445	67.2%

※最大利用率は、17 か所全体の利用率が最大となった 4 月のデータ



(2) 市営自転車駐車場の特徴

- ・大半の自転車駐車場が、供用開始から 30 年以上経過している。
- ・富士駅南地下及び富士駅東第 2 は施設の構造上、夜間は施錠する必要があるが、他は 24 時間利用可能である。
- ・全ての自転車駐車場に、自転車の盗難抑止と施設管理のため監視カメラを設置している。

(3) 主な維持管理業務等

業務名	内容
市営自転車駐車場整理清掃業務委託	朝の時間帯に自転車を整頓して多くの自転車が停められるようにする。
富士駅南地下自転車駐車場夜間警備業務委託	富士駅南地下、富士駅東第 2 で、18 時以降から閉場までの警備
富士駅南地下自転車駐車場サイクルライン保守点検業務委託	自転車を地下から地上に出す際の補助機器であるベルトコンベアの保守点検
富士駅南地下、富士駅東、吉原駅北自転車駐車場消防設備点検業務委託	消防法の対象となる 3 か所で、消火器、消火栓などの消防設備の点検
自転車駐車場等防犯カメラシステムリース	犯罪防止、犯罪動機の抑止、事後の記録と検証のため全箇所にカメラを設置

(4) 多様化する自転車に対する取組

- ・当初、駐車台数を多く確保するために設置した二段式ラックは、近年多く見受けられるようになったチャイルドシートやレインカバーを装着している自転車を駐車することが難しいため、専用スペースを確保するなど、子育て世代に配慮した取組を実施している。
- ・重量のある電動アシスト付自転車や極太タイヤ装着の自転車など、二段式ラックでは駐車が難しい自転車の駐車要望に対しても、ラックの下段の利用や平置きスペースの案内をするなど柔軟に対応している。



(5) 課題

- ・施設の老朽化が進行しており、維持、補修等に多額の費用を要することが想定される。
- ・富士駅東第 2 の建物賃貸借契約終了 (R7.9 末) に伴う代替の自転車駐車場の確保が必要。
- ・富士市自転車駐車場条例では、自転車のほか、道路交通法で規定する原動機付自転車を駐車可と規定しているが、排気量 125cc までのバイクの駐車要望が寄せられている。

4 今後の方針

- 老朽化が進行した自転車駐車場の修繕等を計画的に進める。
- 富士駅周辺の自転車駐車場の一部が廃止となるため、その代替措置を市営駐車場の運用と併せて検討する。
- 排気量 125cc までのバイクの駐車要望について、駐車スペースの検証を行い、確保に努める。
- 現在の施設を維持しながら快適な駐輪環境を利用者に提供していくため、場内の自転車等の整理業務について、引き続きシルバー人材センターへ委託する。
- 富士市自転車活用推進計画等において、J R 各駅は走行空間の地域拠点として位置づけられており、安全で快適な駐輪環境を確保するため、既存の自転車駐車場の整備を行い、充実を図る。

令和6年度決算 富士市議会事業評価シート（道路維持課）

No.	4	評価対象 事業名	08・02・02_004・004 駐輪場維持管理事業費
-----	---	-------------	--------------------------------

（単位：千円）

概 要		R4事業実績	R5事業実績	R6		R7事業予算	R8以降の計画 (R8年度まで)
				予算	実績		
		駐輪場維持管理委託料 借地料・電話料 各種消耗品等 富士駅東健全性診断	駐輪場維持管理委託料 借地料・電話料 各種消耗品等 富士駅東補修設計	駐輪場維持管理委託料 借地料・電話料 各種消耗品等 工事請負費 (富士駅東修繕工事)	駐輪場維持管理委託料 借地料・電話料 各種消耗品等 工事請負費 (富士駅東修繕工事)	駐輪場維持管理委託料 借地料・電話料 各種消耗品等 委託料(吉原駅北・富士駅西点検補修設計)	駐輪場維持管理委託料 借地料・電話料 各種消耗品等 工事請負費等(吉原駅北修繕工事) 委託料(富士駅西ほか工事設計)
歳出	直接事業費	35,553	32,506	53,615	53,014	44,954	179,242
	需用費	9,071	3,562	1,966	1,620	2,082	1,417
	役務費	36	50	58	38	48	66
	委託料	23,011	25,459	20,636	20,411	38,216	31,550
	使用料及び賃借料	3,435	3,435	2,955	2,950	2,608	3,109
	工事請負費	0	0	28,000	27,995	2,000	143,100
歳入	特定財源						
	国・県						
	地方債			25,800	25,800	8,800	128,500
	その他						
一般財源		35,553	32,506	27,815	27,214	36,154	50,742

成果指標①（単位）		R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
全自転車駐車場の利用率 (利用台数/収容台数、単位：%)		69.1	66.2	67.2
成果指標②（単位）		R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
1台当たりの市の維持管理費 (年間の経常経費/1年間の延べ利用台数、単位：円)		27.0	29.5	30.8

R6の成果に関する分析		
評価	B	記載した利用率は、年間で最も混雑した4月のデータである。算出元となる利用台数は、午前7時前後に調査した数値であり、利用のピークはこれ以降となることから、実質的な利用率の数値はまだ高くなると予想されるが、100%を大きく上回ることは無く、自転車駐車場全体としての需給バランスは採れていると考えられる。
A: 期待以上の成果があった B: ほぼ期待どおり C: 期待を下回るが、一定の成果があった D: 成果が上らなかった		

R6の費用対効果に関する分析		
評価	B	1台当たりにかかる需用費や委託料などの経常的に係る維持管理費については、委託先をシルバー人材センターに選定することにより抑えられており、安全で快適な駐車環境を継続して維持するために効果的な運用ができていると考える。
A: 期待以上の効果があった B: ほぼ期待どおり C: 期待を下回るが、一定の効果があった D: 効果がなかった		

R8以降の取組の考え方		
方向性	ア	快適な駐輪環境を利用者に提供していくために現行の委託による維持管理を継続していく。また、老朽化が進行している点については、鉄道を利用する通勤・通学に欠かせない施設であるため、利用者の利便性が損なわれないよう、長寿命化も含め施設の改善に取り組んでいく。
ア: 継続する イ: 改善し継続 ウ: 大幅な見直し		

雨水浸透・貯留施設設置助成費 事業概要

建設部 河川課

1 事業の目的

近年の激甚化、頻発化する豪雨により、沖田地区や江尾地区をはじめ、市内各所において甚大な浸水被害が発生している。市では、富士早川などの河川改修、新たなポンプ場の整備などの事業を進めているが、これらの整備には膨大な費用と時間を必要とする。このことから、国が提唱している「河川管理者が主体となって実施する治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を進める『流域治水』の推進」の考えに基づき、本市においても様々な浸水対策を進めている。

雨水浸透ますや雨水貯留タンクは、雨水を効率よく大地に浸透させること及び雨水を溜めることにより河川等への雨水流出を減らすことで道路冠水及び浸水被害の軽減に繋げることを目的としている。これらの設置は、市民が実施可能な浸水対策であるため、住宅への浸透ますや貯留タンクの設置に対しての助成を行っている。

2 概 要

本制度は一般住宅への設置に対する補助であり、住宅の規模等に応じ上限額を設定している。浸透ますは平成7年度、貯留タンクは平成21年度から補助事業として実施している。

補助金額及び要件

補助対象建物	施設の区分	補助金額 (上限額)	補助要件
敷地面積1,000㎡未満の住居用建物 (自己用住宅 共同住宅等)	雨水浸透ます 〔A型〕	1基につき 10万円	住宅の建築面積 ① 50㎡未満 : 1基のみ ② ~100㎡未満 : 2基以内 ③ ~150㎡未満 : 3基以内 ④ 150㎡以上 : 4基以内
	雨水浸透ます 〔B型〕	1基につき 5万円	
	雨水貯留 タンク	1基につき 3万円	① 建築物1棟につき1基 ② 貯留容量200L以上のもの

3 現状と課題

【設置実績】

令和6年度末までに1,610基の浸透ます、貯留タンクが設置されている。これまでの最多設置は平成23年度の159基となっているが、近年では年間で申請者数が25人程度、設置基数が30~40基程度となっている。

年度別雨水浸透・貯留施設設置件数及び補助金額

令和7年3月31日 現在

年度	~H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計	H23
申請者数	597	50	64	43	25	29	42	43	25	27	25	970	101
浸透ます	A型	432	42	50	16	8	9	22	18	17	17	637	74
	B型	277	19	34	34	15	14	22	20	7	9	462	24
	計	709	61	84	50	23	23	44	38	24	26	1,099	98
貯留タンク	281	26	37	28	19	18	23	28	17	17	17	511	61
合計基数	990	87	121	78	42	41	67	66	41	43	34	1,610	159
累計基数	990	1,077	1,198	1,276	1,318	1,359	1,426	1,492	1,533	1,576	1,610	1,610	645
補助金額(千円)	55,270	5,901	7,769	4,119	2,118	2,138	3,988	3,629	2,550	2,660	1,642	91,784	10,373

【設置推進活動】

広報ふじなど情報誌への掲載のほか、様々な活動により制度の周知を実施している。

- ・情報誌への掲載：広報ふじ、静岡県住まいづくり支援ガイド ほか
- ・パンフレット配布：浸水常襲地区への配布、個人住宅の建築確認申請者に郵送
地区まちづくりセンター、住宅展示場、ホームセンター等での配布
- ・その他：イベントふじBousai、ラジオ番組 での紹介

【他市町の状況】

県内他市町の補助制度及び設置状況の調査をしたところ、補助率が設定されているなどの違いはあるが、浸水対策や水源涵養を目的とした補助制度があることが分かった。なお浜松市や富士宮市は、令和3年度で制度を廃止している。

補助金額の上限に違いはあるが、過去5年間の実績だけを見ても、他市町と比較して富士市での設置数は非常に多くなっている。

他市町の補助金額及び置基数（R2以降）

		本市		沼津市		静岡市		三島市		焼津市		函南町	
補助金額	ますA型	100,000		100,000		57,000※1		60,000		100,000		60,000	
	ますB型	50,000		50,000		28,000※1		50,000		50,000		50,000	
	タンク	30,000		30,000		30,000※1		50,000※2		30,000		50,000※2	
		ます	タンク	ます	タンク	ます	タンク	ます	タンク	ます	タンク	ます	タンク
設置基数	R2	44	23	2	0	0	31	4	6	-	-	3	3
	R3	38	28	0	0	0	14	2	4	-	-	4	4
	R4	24	17	0	0	0	42	2	9	-	-	1	4
	R5	26	17	1	0	0	22	4	2	-	-	0	4
	R6	17	17	0	1	0	18	2	7	0	14	1	3
	合計	149	102	3	1	0	127	14	28	0	14	9	18

補助率： ※1・・・設置費の2/3、※2・・・設置費の1/2（左記以外は、10/10）

【課題】

理論上の設置効果は、制度の開始時に土質調査などにより検討しており、令和6年度の浸透ます設置効果は約30m³/hrと単年度の効果としては微小であるが、わずかな効果であっても重要な浸水対策であり、長期にわたり事業を継続し、浸透ますの設置総数を増やしていくことで確実に効果が大きくなる（累計で約1,900m³/hr〔25mプール約5.2杯分〕）。しかし、設置者の利用方法や維持管理状態によって効果が低下するため、日常の管理方法について、お知らせする文書を設置者全員へ送付している。また、新規の設置数を増加させるため、いかに制度周知を継続的に行うかが課題であり、これまでの市民への周知活動に加え、住宅メーカー等への戦略的なプロモーション活動を実施する必要がある。

4 今後の方針

- （制度の継続）市民一人ひとりがわずかな量でも流出抑制対策を講じることで、被害の軽減につながるため、補助制度を継続していく。
- （制度の周知）設置数の増加につなげるには、市民の制度への理解と協力が重要であることから、更なる周知活動を模索していく。（令和7年度から、一般社団法人静岡県建築住宅まちづくりセンターでのパンフレット配布を開始）
- （制度見直し）物価高や人件費高騰などによる自己負担の増加に伴い設備投資に消極的になることも懸念されるため、社会情勢や他市町の動向を見ながら補助金額の変更や対象緩和についても検討していく。

令和6年度決算 富士市議会事業評価シート（河川課）

No.	5	評価対象 事業名	08・03・01_004・001 雨水浸透・貯留施設設置助成費
-----	---	-------------	------------------------------------

（単位：千円）

概要		R4事業実績	R5事業実績	R6		R7事業予算	R8以降の計画 （年度まで）
				予算	実績		
				浸透ますA型：100千円×20基 浸透ますB型：50千円×22基 貯留タンク：30千円×30基	浸透ますA型：6基 浸透ますB型：11基 貯留タンク：17基		
歳出	直接事業費	2,550	2,660	4,000	1,642	2,700	2,700
	補助金	2,550	2,660	4,000	1,642	2,700	2,700
歳入	特定財源						
	国・県						
	地方債						
	一般財源	2,550	2,660	4,000	1,642	2,700	2,700

成果指標①（単位）		R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
浸透ます・貯留タンク 年間設置数(基)		41	43	34
成果指標②（単位）		R 4 実績	R 5 実績	R 6 実績
年間設置数における雨水流出抑制量(m ³ /hr)		47.3	46.7	30.3

R6の成果に関する分析		
評価	C	令和3年度に、市内で大規模浸水被害があったことから、令和5～6年度にかけて新たな広報活動などを実施しているが、設置数は低迷している。他市町と比較すると設置数は多いもののピーク時に比べ低迷しているのは、浸水対策としての認知、補助制度の周知が十分でないことが要因の一つと考えられる。
A: 期待以上の成果があった B: ほぼ期待どおり C: 期待を下回るが、一定の成果があった D: 成果が上らなかった		

R6の費用対効果に関する分析		
評価	B	令和6年度の浸透ます設置効果は約30m ³ /hrと単年度の効果としては微小であるが、わずかな効果であっても重要な浸水対策であり、事業を継続することで確実に効果が大きくなる。これまでの累計で約1,900m ³ /hr(25mプール約5.2杯分)の雨水流出抑制量があることから、個人が実施可能な浸水被害対策として効果が高いと考える。
A: 期待以上の効果があった B: ほぼ期待どおり C: 期待を下回るが、一定の効果があった D: 効果がなかった		

R8以降の取組の考え方		
方向性	イ	市民一人ひとりが流出抑制対策を講じることで、被害の軽減につながるため、補助制度を継続していく。設置数の増加につなげるために、更なる周知活動を模索するとともに、補助額の変更や対象緩和についても社会情勢や他市町の動向を見ながら検討していく。
ア: 継続する イ: 改善し継続 ウ: 大幅な見直し		

パートタイム会計年度任用職員（生徒指導アドバイザー、生徒指導サポート員及びスクールソーシャルワーカー）事業概要

教育委員会 学校教育課

1 事業の目的

学校における諸課題の解決や、困難を抱える児童生徒に対する支援を包括的に行うため、専門的な知識を有する人材を配置している。

2 概要

令和6年度の配置状況は以下のとおりである。

ア 生徒指導アドバイザー

生徒指導に関するアドバイスや指導を行う。主に通常学級で困難さを抱えている児童生徒への対応、管理職及び担任への相談支援、当該児童生徒への直接支援等を行う。

- ・元校長職1人を配置し、主に小学校を巡回指導している
- ・勤務時間：1日5.5時間 ・勤務日数：年間150日

イ 生徒指導サポート員

指導上の諸問題の未然防止のため、様子を見守る、話し相手になる等、児童生徒への支援に加え、教職員に対しては対応内容に関しての情報共有を行う。

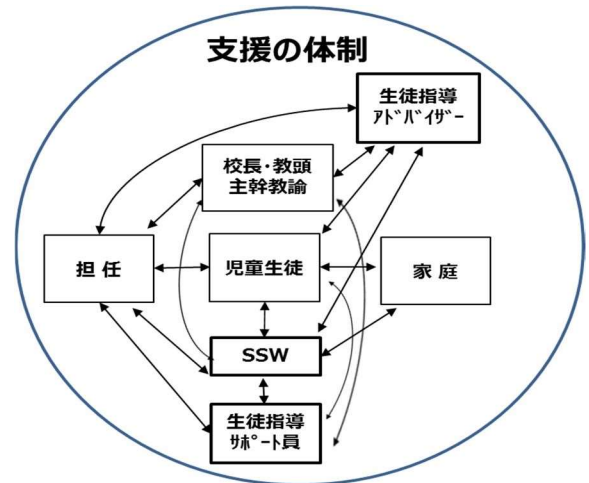
- ・公募、面接を経て12人（資格、免許不要）を居場所としての別室を設置している中学校12校に配置している。（令和7年度は、居場所としての別室を校内教育支援センターとして位置付けた。小学校1校に校内教育支援センターを設置し、1人配置）
- ・勤務時間：1日5.5時間 ・勤務日数：年間153日

ウ スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）

児童生徒が抱える様々な問題に対して、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒本人に対する支援に加え、学校、家庭及び地域社会を結ぶネットワーク構築、連携、調整等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけながら支援を行う。

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を持った者から面接を経て9人を配置し、各人が中学校区単位で小学校を含めて3校から7校の学校を巡回及び支援している。

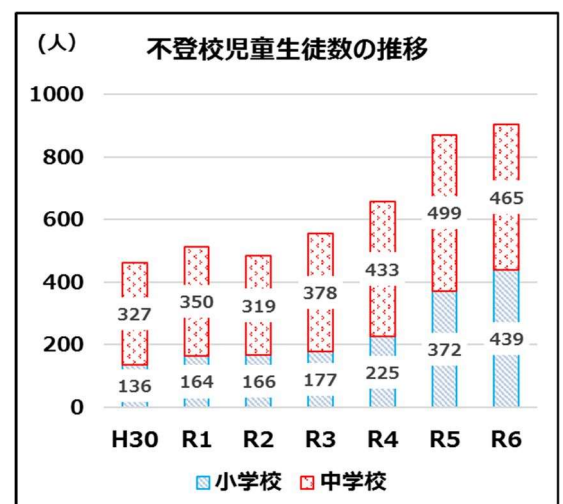
- ・勤務時間：1日5.5時間 ・勤務日数：105日（市の任用5人、県の任用4人、合計9人）



3 現状と課題

(1) 現状

- ・令和6年度の不登校児童生徒数は小学校439人、中学校465人で計904人となり過去最多となっている。
- ・不登校傾向にある児童生徒の中には、登校できても、様々な事情により教室に入れずに別室で静かに過ごすことを望む児童生徒が多く、特に小学生は自分の気持ちや興味のあることに共感を求める傾向があるため、常時対応できる人員が必要であり、養護教諭や管理職が対応せざるを得ない学校もある。
- ・「学校以外の学びの場」や「心の休養」など不登校に対する価値観が変化し、登校しないという選択をする児童



生徒や保護者もいることから、学校に求められる対応も多様化かつ複雑化している。

- ・不登校に陥る原因も多岐にわたり、学校外に原因がある場合も少なくない。このため、これに対応する

助言を管理職等にできる生徒指導アドバイザーや、他の支援機関につなぐことのできるSSWの存在は、不登校をはじめとする諸課題の早期解決に向けて大変重要な役割を果たしている。

- ・教室に入れない児童生徒に寄り添い、傾聴し、共感することで自己肯定感を高め、登校を続けられるよう支援を行う生徒指導サポート員は、不登校対策において重要な役割を果たしている。

学年別不登校者数の変化

小学校	小1	小2	小3	小4	小5	小6
R1→R6	4.60倍	3.06倍	2.72倍	2.79倍	1.98倍	2.66倍
中学校	中1	中2	中3			
R1→R6	1.37倍	1.36倍	1.27倍			

(2) 課題

ア 生徒指導アドバイザー

- ・1校当たりの訪問回数が十分に確保できず、現場からはより充実した支援を望む声がある。
- ・小中学校を通して児童生徒及び教員に対し継続的な支援を行うことで、生徒指導上の課題を未然防止できる体制の強化が必要となっている。

イ 生徒指導サポート員

- ・小学校には別室登校をしている児童が49人いるが、生徒指導サポート員が配置されていないため、対応する養護教諭や管理職等の負担が増している。
- ・小学校には令和7年度に校内教育支援センターを設置した富士第二小学校に1人配置されているのみである。富士第二小学校では既に複数人の児童が利用しており、生徒指導サポート員1人では対応が難しい状況となっている。なお、富士第二小学校については「ほっとルーム」としている。

R6別室登校の状況

項目	別室登校児童生徒数	35日以上利用者数
小学校	49人	18人
中学校	151人	42人
合計	200人	60人

ウ スクールソーシャルワーカー

- ・現在41校を9人で担当している。(うち市任用5人)
- ・令和元年度の実績と比較すると、令和6年度は1人当たりの対応件数が増加している。さらに、児童生徒1人当たりの対応が複雑化し対応時間も長時間に及ぶケースが増えているため、迅速な対応が困難となっている。

市任用SSWの活動実績

	R1	R6
訪問回数	1,194回	1,761回
ケース会議	196回	276回
関係機関連携	278回	381回
SSW人数	4人	5人

4 今後の方針

- ・不登校児童生徒が増加する中、学校内における情報共有や、小中学校を通じた切れ目ない支援体制の充実、強化を図るため、小学校を担当する生徒指導アドバイザーの増員を検討する。
- ・令和7年度に設置した富士第二小学校におけるほっとルームの効果検証を行った上で、支援効果が高いと判断できる場合には、その拡充を検討するなど、別室登校児への支援を充実させていく。
- ・近年増加傾向にある小学校低学年の不登校を未然に防止するため、教室に入れない児童に寄り添い、傾聴できる生徒指導サポート員の存在は重要であり、教職員の負担軽減にもつながるため、増員を検討する。
- ・県が任用している、SSWについて増員要望を引き続き行っていくとともに、市の任用SSWを含めて、迅速に相談対応できるよう支援体制を強化していく。

令和6年度決算 富士市議会事業評価シート（学校教育課）

No.	6	評価対象事業名	10・01・03_001・003 パートタイム会計年度任用職員（生徒指導アドバイザー、生徒指導サポート員及びスクールソーシャルワーカー）
-----	---	---------	---

（単位：千円）

概要	R4事業実績	R5事業実績	R6		R7事業予算	R8以降の計画 （年度まで）
			予算	実績		
	生徒指導アドバイザー1人・生徒指導サポート員12人・SSW4人	生徒指導アドバイザー1人・生徒指導サポート員12人・SSW5人	生徒指導アドバイザー1人・生徒指導サポート員12人・SSW4人	生徒指導アドバイザー1人・生徒指導サポート員12人・SSW5人	生徒指導アドバイザー1人・生徒指導サポート員13人・SSW5人	生徒指導アドバイザー1人・生徒指導サポート員13人・SSW5人
歳出	直接事業費	21,851	22,596	22,798	22,683	24,484
	報酬	20,777	21,468	21,634	21,540	23,252
	費用弁償	1,074	1,128	1,164	1,143	1,232
歳入	特定財源	0	0	0	0	10,558
	国・県	0	0	0	0	10,558
	一般財源	21,851	22,596	22,798	22,683	13,926

成果指標①（単位）	R4実績	R5実績	R6実績
（市）スクールソーシャルワーカーによる教職員との情報交換（件）	3,499	3,515	3,413
成果指標②（単位）	R4実績	R5実績	R6実績
不登校の児童生徒数（人）	658	871	904

R6の成果に関する分析		
評価	C	（市）スクールソーシャルワーカーによる教職員との情報交換は、3,400件から3,500件で推移しているが、現場からは対応可能件数の上限に達しているとの声が上がっている。不登校の児童生徒数が年々増加する中、特に小学校における増加が顕著となっており、児童生徒や保護者の求めに応じて、担任、生徒指導サポート員及び専門職による支援を行っているが、増加するニーズに人員の配置が追い付いていない状況がある。
A:期待以上の成果があった B:ほぼ期待どおり C:期待を下回るが、一定の成果があった D:成果が上らなかった		

R6の費用対効果に関する分析		
評価	B	配置された職員は、可能な限り児童生徒の支援に尽力しており、学校現場の教職員や保護者などからの相談受付数や児童生徒への支援対応数が多いことから、配置された職員の人件費については、費用対効果はあると認識している。
A:期待以上の効果があった B:ほぼ期待どおり C:期待を下回るが、一定の効果があった D:効果がなかった		

R8以降の取組の考え方		
方向性	イ	不登校や問題行動に対応するための学校内の体制は整備されているものの、ニーズの増加に追い付いていないため、学校における支援体制を強化したい。また、令和7年度に富士第二小学校に設置したほっとルームの効果検証を実施し、支援効果が高いと判断した場合は、小学校における校内教育支援センターの拡充を検討するなど、別室登校児への支援を充実したい。
ア:継続する イ:改善し継続 ウ:大幅な見直し		